

高丘小中一貫教育校通信

令和2年9月8日号

大変暑い日が続いておりますが、皆様、いかにお過ごしでしょうか。今年の夏は新型コロナウイルス感染症対策の影響が大きく、例年とはずいぶんと違った夏になりました。皆様方におかれましても、日々示される新たな情報にご心配な日々を送っていらっしゃると思います。

さて、7月に保護者の皆様にお伝えしました、高丘小中一貫教育校について、この「通信」で新たな情報などをお知らせしていきますので、よろしくお願いいたします。



高丘小中一貫教育校の通学区域について

7月31日、8月21日に行われた令和2年度明石市立学校通学区域審議会において、高丘小中一貫教育校に「通学区域特認校制度」※1を導入するかどうかの検討が行われました。

これは、高丘中学校区が本市で最初の小中一貫教育校となることから、その特色ある教育を受ける機会を、少しでも多くの児童生徒に提供し、高丘小中一貫教育校の活性化を図りたいということが大きな理由です。

検討の結果、審議会において、「通学区域特認校制度」を導入することに異論はないという答申が出されました。その答申を受け、9月2日に行われた教育委員会定例会において、導入すべきかどうかが議論され、導入することが決定しました。令和3年4月から、高丘小中一貫教育校に、通学区域特認校制度を導入し、明石市全域からの通学が可能となります。※2

なお、現在高丘東小学校、高丘西小学校及び高丘中学校在籍の児童生徒のみなさん及び同通学区域に居住している入学予定のみなさんは、これまで通りの学校に入学、進級することになります。

それでは、まだまだ暑い日が続きますが、お体にお気をつけてお過ごしください。最後まで読んでいただき、ありがとうございました。



【注】

※1 通学区域特認校制度…特定の学校において、従来の通学区域を残したまま、市内のどこからでも就学を認める制度。

※2 通学区域外からの入学については、今後、公表予定の学校案内や募集要項等でお知らせします。

(問い合わせ先) 明石市教育委員会事務局学校教育課 : TEL 078-918-5055 FAX 078-918-5111